

「首都圏さっぽろ応援ショップPR業務」仕様書

1 業務名

首都圏さっぽろ応援ショップPR業務

2 業務目的

首都圏さっぽろ応援ショップ制度は、首都圏にある札幌・北海道関連店舗（札幌・北海道の食材を取り扱う店舗及びゆかりの人材が経営する店舗等）に対して、札幌の観光・イベント等の資料を店内に配架し、情報発信等のシティプロモーションに協力することを条件に、当該店舗のPRを行うものである。本業務は、グルメサイトにおいて首都圏さっぽろ応援ショップ（以下、「応援ショップ」という。）を紹介し、グルメサイトのネットワークを活用して登録店舗の増加を図るとともに、ガイド（冊子）を作成することにより、店舗の支援及びシティプロモーションを推進することを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）までとする。

4 委託業務内容

受託者は、「2 業務目的」を達成するため、以下の業務に係る一切を業務範囲として行うものとする。

なお、事業内容の詳細は、企画提案の結果により委託者と受託者で協議し、調整するものとする。また、実施作業の進捗状況は毎月、札幌市東京事務所に報告する。

(1) グルメサイトWEB特設ページの作成及び維持管理

① 掲載期間

令和4年11月1日（火）から令和5年3月31日（金）まで

② 掲載手法

グルメサイト内に誘導枠を設け、特設ページへ誘導する。

③ 特設ページの内容

概ね以下を想定しているが、詳細な内容は委託者と協議すること。

ア 応援ショップの制度紹介

イ 応援ショップの店舗情報（300店舗程度を想定）

ウ 特定の食材等を取り上げた特集記事

エ 本市の都市情報（観光情報等）

オ 本市の施策情報（ふるさと納税など）

④ 作業内容

ア 掲載店舗の選定は委託者が行うこととし、受託者は店舗情報の収集（店舗紹介文の作成依頼、写真等素材の提供依頼等を含む）、デザイン、校正等編集作業を行う。

イ 上記③ア・ウ・エ・オに必要な情報は委託者から提供する。受託者は、デザイン、校正等編集作業を行う。

ウ 店舗情報には、店舗名、所在地、連絡先、店舗紹介、地図、営業日時等の基本的な情報のほか、グルメサイト及び店舗ホームページへのリンクを設ける。なお、店舗ホームページがない場合はその限りではない。

エ PC、スマートフォン、タブレット等の各種端末に対応すること。

オ 掲載期間中に、閉店、営業時間等の大きな変更があった場合は、受託者が修正を行う。

(2) 応援ショップ登録店舗の募集

① 募集期間

契約締結日から令和4年9月15日（木）まで

② 募集方法

グルメサイト掲載店舗へメール、郵送、電話、対面いずれかの手法を組み合わせて制度を周知し、登録を促す。なお、昨年度から協力いただいている店舗についても、継続の意思を確認すること。

③ 募集店舗数

概ね50店舗の新規募集を行い、継続店舗と合わせて300店舗程度とする。

④ 作業内容

ア 募集にあたっては、委託者が定める首都圏さっぽろ応援ショップの登録要件を明示するとともに、店舗所在地の自治体が定める新型コロナウイルス感染症対策の方針等に基づく感染症対策が十分取られていることを確認すること。

イ 受託者は募集を行うための資料を作成すること。資料の作成にあたって必要な情報は、委託者から提供する。

ウ 募集の状況について、受託者は委託者に対し1週間ごとに報告を行う。報告の形式は任意とする。

エ 店舗から登録の申し出があった場合、受託者は登録申請書等の必要書類を店舗に提供するとともに、登録要件を満たしていることを確認したうえで、登録申請書を回収すること。登録申請書等の必要書類は委託者から受託者に提供する。

オ 受託者から登録申請書を受領後、委託者は登録に必要な手続きを行い、店舗に通知する。

(3) 冊子データ制作

① 納品日

令和4年10月14日（金）まで

② 規格

ア サイズ：220*110（単位：ミリメートル）

イ ページ数：下記③を参照

ウ 色数：4c/4c

③ ページ構成

ア 表紙及び裏表紙

イ 主な掲載事項は、下記の5点を想定している。

(ア) 応援ショップの制度紹介

(イ) 応援ショップの店舗情報（300店舗程度を想定）

- (ウ) 特定の食材等を取り上げた特集記事
- (エ) 本市の都市情報（観光情報等）
- (オ) 本市の施策情報（ふるさと納税など）

ウ 総ページ数は上記③ーイの掲載内容が決定し次第、委託者と協議すること。

④ 作業内容

- ア 表紙及び裏表紙は札幌市の食文化の特徴を出すこととし、委託者と協議すること。
- イ 掲載店舗の選定は委託者が行うこととし、受託者は店舗情報の収集（店舗紹介文の作成依頼、写真等素材の提供依頼等を含む）、デザイン、校正等編集作業を行うものとする。
- ウ 店舗情報は、店舗名、所在地、連絡先、店舗紹介、地図、営業日時等とする。
- エ 店舗情報には、グルメサイトへリンクするQRコードも併せて掲載する。
- オ 上記③ーイ（ア）・（ウ）・（エ）・（オ）の情報は委託者から提供するものとし、受託者は、デザイン、校正等編集作業を行うものとする。
- カ そのほか、受託者は、冊子全体のレイアウト、デザイン、校正（最低3回）、編集作業を行うものとする。

⑤ 成果品と納入場所

ア 成果品

- (ア) 委託者確認用冊子3部（加工：中綴じ、用紙：マットコート 菊版 62.5kg）
- (イ) PDF 及び AI (Adobe illustrator) 形式 (CD もしくは DVD にて納入すること)

イ 納入場所

東京都千代田区有楽町2丁目10番1号 東京交通会館3階
札幌市東京事務所

(4) 登録店舗への集客支援

① 期間

令和5年3月31日（金）まで

② 作業内容

- ア 札幌・北海道の観光プロモーション、また札幌の魅力発信に資する取り組みとなるよう、4-(2)の登録店舗とタイアップした集客支援に関する企画を提案すること。
- イ グルメサイトを利用する食に興味・関心を持つ消費者向けに情報提供を行い、登録店舗への集客支援の一助となる施策を提案すること。

5 環境への配慮について

本業務においては、委託者が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

6 個人情報の取り扱いについて

受託者は、この契約による業務を処理するにあたって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守ること。

7 その他

- (1) 本業務におけるグルメサイトとは、ネット上で飲食店の検索、予約をすることができ、令和3年の月間平均利用者数が3,000万人以上のサイトとする。
- (2) 受託者は、本業務の目的を理解し、作成するホームページ及び冊子のデザイン、構成について委託者とよく協議をして進めること。
- (3) 受託者は、委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、業務の円滑な実施のために、定期的に委託者と連絡調整を行うこと。
- (4) 受託者は、本業務を進めるにあたり、委託者との協議内容の記録を作成しておくこと。
- (5) この仕様書に特に記載のあるものを除き、委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、原則として受託者が負担すること。
- (6) 委託業務に当たり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用权等の権利については、受託者において、使用許可等を得ること（委託者が提供するものを除く）。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (7) 受託者は、本業務の遂行に当たり知り得た情報を、札幌市の許可無く他に漏らしてはならない（契約終了後も同様とする）。
- (8) 受託者は、本業務により撮影した写真、作成したイラスト・図表を含むすべての成果物について、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合は、当該著作物の二次利用について委託者との協議に応じること。
- (9) 受託者は、本業務の実施に当たり、委託者から別途指示があった場合は、可能な限り対応すること。
- (10) 天災、新型コロナウイルス感染症の流行状況、その他不可抗力などに応じ、委託業務の内容、実施方法等の契約条件の変更を行う必要があると判断した場合は、双方協議の上、変更することができる。この場合、その時点で執行済みのものは委託者から受託者へ支払うことを基本とし、その他のものは双方協議の上、委託業務の内容、実施方法、委託金額等について協議の上、変更契約を締結するものとする。
- (11) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して決めるものとする。

別記 個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。